

令和7年度 「休日保育」について

(令和7年度の休日保育の取り扱い)

○保育を必要とする日は家庭によって異なるため、例えば月曜日から金曜日まで保護者が就労する家庭も、水曜日から日曜日まで就労する家庭も、認定された保育必要量の範囲※内であれば、1か月の保育料の範囲内で保育所の利用が可能。

1か月の保育所利用が、保育必要量の範囲内の場合、別途料金は発生しません。

※令和7年度の保育必要量の範囲（1か月あたりの必要量を、月の日数に応じて算出）

『1か月の総日数－日曜・祝祭日の日数』

4月：25日（30日－5日）	10月：26日（31日－5日）
5月：24日（31日－7日）	11月：23日（30日－7日）
6月：25日（30日－5日）	12月：24日（31日－7日）
7月：26日（31日－5日）	1月：23日（31日－8日）
8月：25日（31日－6日）	2月：22日（28日－6日）
9月：24日（30日－6日）	3月：25日（31日－6日）

※1日あたり必要量は、標準時間認定で11時間、短時間認定で8時間

保育所は、保護者の就労等の状況により、家庭で保育できない場合に利用できる施設である為、「保育必要量」の全てを無制限に利用できるものではありません。

休日の利用時間

- ◆保育標準時間認定・・・8:00～18:00
- ◆保育短時間認定・・・8:30～16:30

対象となる子ども

教育・保育給付認定（2号・3号）を受けて、松山市の保育所等※1に在園している子どものうち、休日等に常態的（シフト勤務含む）に保育を必要とする子ども

- ・市内の保育所等※1に在園している場合、他園の休日保育を利用できます。
- ・松山市内の保育所等※1に在園していないお子さんは、休日保育を利用できません。
- ・会社定休日の「休日出勤」の場合は、「休日等に常態的に保育を必要とする」に該当しない為、原則、休日保育の対象となりませんが、やむを得ない事情がある場合は、申し出てください。
- ・自営業の場合は、調整できる場合もあることから原則は「休日等に常態的に保育を必要とする」に該当しないと判断されますが、定休日を平日に設けている理容業、飲食業等については、休日保育の利用対象となると考えられます。ただし、保護者すべてが「休日に常態的に保育を必要とする」場合でなければ、対象とはなりません。

※1 保育所等：認可保育所・認定こども園（2号・3号部分）・地域型保育事業

※労働基準法では原則1週間に1日は、休みを取ることとなっています。保育所では集団生活をしているので、ご家庭で過ごす時間も子どもの発育上、大変重要です。休日保育を利用する場合は、在園している保育所を月曜～金曜の間で休み、家庭の保護者の元でお子様の成長を見守ってください。

対象施設(令和7年度の実施予定園です)

(公立保育所) 小百合・伊台・道後・平井・桑原・石井・浮穴・生石・中須賀・堀江
(認定こども園) 立花・リベカ清水・和泉
(地域型保育) ユーミー保育園たかのこ・アユーラキッズルームあむばむ
・アユーラキッズルームあむばむ空港通り

※利用希望者が多い日は、予約できない場合があります。
予約後のキャンセルは行わないよう、御協力ください。

利用方法

- ・「休日保育用就労証明書」を会社で記載してもらい、利用希望の保育所へ提出してください。
- ・保育・幼稚園課または保育所で、「休日保育」の利用可否を判断します。
- ・利用可能とされた場合、休日に保育所の利用ができます。希望する保育所に利用する休日を指定して、予約をしてください。
- ・年度途中で勤務先が変更になった場合は、再度の提出が必要です。
- ・保育必要量を超えて保育所を利用する場合は、1日あたり、次の延長保育料が発生します。

	標準時間認定	短時間認定
生保世帯	0円	0円
非課税世帯	1,000円	800円
課税世帯	2,000円	1,600円

※この表は公立保育所の
料金表です。
延長保育料は各施設で異
なります。

(給食の提供がある休日保育を利用した場合は、上記の金額に給食費を加算)

※弁当持参の休日保育を利用した場合は、給食費の追加徴収はありません。

休日保育 Q&A

Q. どのような場合に休日保育が利用できるのか？

A. 保護者のいずれもが、「休日等に常態的に」勤務されている場合です。例えば、両親共に百貨店、販売店、不動産仲介業、飲食業、理容業等、休日に出勤が必要である職場で働いている場合は対象となります。

Q. 会社の定休日は土曜日と日曜日である。休日保育は利用できるか？

A. 会社の定休日が土曜や日曜で、保護者が家庭にいる場合、休日保育は原則、利用できません。特段の事情がある場合は、保育・幼稚園課までご相談ください。
保護者の仕事がお休みの日は、家庭でお子様の成長を見守ってください。

Q. 父親は土日が休みだが、母親はシフト制の職場に勤務しており、土日も出勤が必要な場合が多い。休日保育が利用できるか？

A. 父親が保育できる状態であれば、休日保育は利用できません。